



令和7年10月31日

午後4時

ツキノワグマ被害対策の強化を国に要望しました

本日、市はツキノワグマ対策の強化を求め、関係省庁と県選出国會議員に対し、下記のとおり要望を行いました。

記

1 期日

10月31日（金）

2 要望先

環境省、農林水産省、総務省、岩手県選出国會議員

3 市長コメント

クマによる被害で尊い命が失われたことを大変痛ましく思っています。

クマの対策はこれまでとは異なる次元の対応が必要となっており、国に対して緊急かつ実効性のある対策の強化を要望いたしました。

今後も市民の命と暮らしを守るため、全力を尽くしてまいります。

4 要望内容

別紙のとおり

問い合わせ先

〒021-8501 岩手県一関市竹山町7番2号

農林部林政推進課 課長 中舘

電話：(0191)21-8438 (ダイヤル)

FAX：(0191)21-4221

メールアドレス：rinseisuishin@city.ichinoseki.iwate.jp

ツキノワグマ被害対策の強化に 関する要望

令和7年10月31日

一関市長 佐藤善仁

地方行政の運営につきまして、平素より格別のご理解、ご助言を賜り深く感謝申し上げます。

令和7年10月27日午前、岩手県一関市巖美町地内において、市民が自宅の庭で遺体となって発見され、ツキノワグマによるものとみられる爪痕や咬傷が確認されました。

岩手県では、令和7年7月4日に「ツキノワグマの出没に関する警報」を發出し、一関市内においても、住宅地のほか市街地や学校、通学路付近においてツキノワグマの出没が頻繁に目撃され、市民の不安が高まる中、このような痛ましい被害が発生しました。

日常生活圏において、今後もこのような状態が続けば、いつ誰が被害に遭ってもおかしくない状況にあり、尊い人命を再び失うことのないよう、緊急的かつ現実的な対策の強化が急務であると考えます。

つきましては、関係省庁と連携し、下記について早急に対応いただきたく、要望いたします。

記

1 捕獲に係る制度の拡充

改正鳥獣保護管理法により、人の日常生活圏にクマ等が出没した場合に、市町村長の判断で緊急銃猟が可能となったが、この制度の運用にあたっては、

地域住民及び捕獲従事者の安全を最優先に確保しつつ、市町村が円滑に捕獲を実施できる体制の構築が不可欠であることから、現行の体制や制度を拡充していただきたい。

- 都道府県が実施する麻酔銃猟作業者の人材育成、増員及び市町村への派遣に対する支援
- 警察官によるクマ駆除のためのライフル銃使用制度の整備
- 駆除要請があった際に、捕獲従事者が銃器保管場所でライフル銃を受け取り、速やかに現場に移動できる仕組みの構築

2 侵入防止対策への支援の拡充

住宅地や人里、観光地、通学路などへの侵入防止対策に対し、支援を拡充していただきたい。

- 電気柵設置など人の日常生活圏への侵入防止対策
- 放任果樹や廃棄果実などの誘因物の撤去
- 河川敷の刈払いや立木の伐採などの環境整備

3 人身被害防止のための啓発の強化

国による被害防止の呼びかけを強化していただきたい。

- クマを寄せ付けない対策
- クマに遭遇しない対策
- クマに遭遇したときの対策

4 捕獲従事者の確保と人材育成の拡充

クマの捕獲には、狩猟免許の取得と銃器所持の許可が必要であることから、捕獲従事者の確保と人材育成に対し、財政支援を拡充していただきたい。

- 狩猟免許試験の回数及び会場の増加
- 捕獲従事者及び市町村職員に対する実地研修の拡充

5 捕獲に対する国庫補助の拡充

一連の捕獲活動に関する経費について、対象経費の拡充を含め、予算額を増額されたい。

- 緊急捕獲活動経費の1頭当たり上限額の引上げ
- 緊急捕獲活動経費について、わなの設置・見回りなど、捕獲頭数に関わらず発生する活動経費を対象とするよう拡充

6 大規模な個体数調査の実施

クマの生息数や分布など大規模な個体数調査に基づく頭数管理のほか、人の日常生活圏への出没要因分析など人身被害の防止のための調査を実施されたい。

7 被害者支援の検討

クマによる人身被害において、被害者が死亡するケースのほか、日常生活に支障を及ぼす深刻な後遺症となるケースがあり、被害者に対する国の支援について検討されたい。